

2017年度経営計画に関する職場段階の意思疎通について

本件については、「社会的使命を果たしつつ、成長に向けた経営基盤を構築するために、①収益力向上、②生産性向上・ネットワーク価値向上、③企業基盤の強化を柱とし、計画達成のため、郵便局段階での各種取組をスムーズかつスピーディーに、また、労使が共通認識で取り組んでいく必要があること」から、地方段階での大綱整理前であるが、次のとおり意思疎通を行う。

1 支部段階における意思疎通

- (1) 2017年3月13日(月)以降、3月24日(金)までに支部事業推進委員会を開催し、次の事項について建設的な意見交換を行うことにより、労使の共通認識の醸成を図る。
- (2) 本件意思疎通については、項番2の職場事業推進委員会、項番3の部会事業推進委員会及び項番4の社員周知と同時並行あるいは先行して実施することを可とする。併せて、三六協定の団体交渉との同時開催も可とする。
- (3) 支部事業推進委員会の円滑な運営を図るため、次の事項について、あらかじめ支部事業推進委員会の窓口において説明する。

ア 本社経営計画

別紙1「日本郵便株式会社2017年度経営計画」を説明。

イ 支社経営計画

別紙2「信越支社2017年度経営計画」を説明。

2 職場段階における意思疎通

- (1) 2017年3月13日(月)以降、3月31日(金)までに職場事業推進委員会を開催し、次の事項について建設的な意見交換を行う。
- (2) 本件意思疎通については、項番4の社員周知と同時並行あるいは先行して実施することを可とする。
- (3) 職場事業推進委員会の円滑な運営を図るため、次の事項について、あらかじめ職場事業推進委員会の窓口において説明する。

ア 本社経営計画

別紙1「日本郵便株式会社2017年度経営計画」を説明。

イ 支社経営計画

別紙2「信越支社2017年度経営計画」を説明。

ウ 2017年度郵便局(自局)経営計画

3 部会事業推進委員会

- (1) 2017年3月13日(月)以降、3月31日(金)までに部会事業推進委員会を開催し、次の事項について建設的な意見交換を行う。
- (2) 本件意思疎通については、項番4の社員周知と同時並行あるいは先行して実施することを可とする。
- (3) 部会事業推進委員会の円滑な運営を図るため、次の事項について、あらかじめ部会

事業推進委員会の窓口において説明する。

ア 本社経営計画

別紙1「日本郵便株式会社2017年度経営計画」を説明。

イ 支社経営計画

別紙2「2017年度信越支社経営計画」を説明。

4 社員周知

支部・職場・部会事業推進委員会と同時並行あるいは先行して実施することを可とし、社員周知を実施（実施期限等は経営管理部から発出される指示文書に基づき実施）。

(1) 本社経営計画

別紙1「日本郵便株式会社2017年度経営計画」を説明。

(2) 支社経営計画

別紙2「信越支社2017年度経営計画」を説明。

(3) 2017年度郵便局（自局）経営計画（単独マネジメント局に限る。）

(4) 地区連絡会取組計画（エリアマネジメント局及び単独マネジメント局の窓口機能を担う社員に限る）

(5) 部会取組計画（エリアマネジメント局及び単独マネジメント局の窓口機能を担う社員に限る）

(6) 金融渉外本部長経営計画（単独マネジメント局の金融渉外機能を担う社員に限る）

5 その他

2017年度経営計画等は、職場段階での各種取組を労使が共通認識を持って取り組んでいく必要があることから、労使間における意思疎通及び社員周知に当たっては、十分に理解・浸透が図られるよう、丁寧に対応する。